



# 復興まちづくり協議会・地権者連絡会 ニュースレター

## 復興まちづくり協議会・地権者連絡会を開催しました

|      |   |
|------|---|
| 開催日  | 平成 28 年 9 月 24 日（土）   |
| 時 間  | 18：00～20：00   |
| 場 所  | 南三陸国道事務所 2 階 大会議室   |
| 参加人数 | 71 人  |
| 議 題  | 1. 工事進捗状況及びスケジュールについて<br>① 鵜住居地区復興まちづくり計画の進捗状況の概要<br>② 宅地引渡しスケジュールについて<br>2. 宅地引渡し可能時期のお知らせについて<br>3. 住宅品質の考え方について<br>4. 土地区画整理事業の換地処分に向けたスケジュール（案）について<br>5. 町界、町名の変更と住居表示について<br>6. 住宅再建に係る補助制度について<br>7. 津波避難環境づくりに関する取組みについて<br>8. 鵜住居川水門・片岸海岸防潮堤について |



当日は、これらの議題について担当より説明しました。出席された皆さまからは、住宅再建補助金や各事業の進捗状況など、様々なご意見をいただきました。復興公営住宅入居スケジュールに遅れが生じることに関しては、鵜住居地区の皆さまにお詫びを申し上げ、遅れの理由について説明しました。

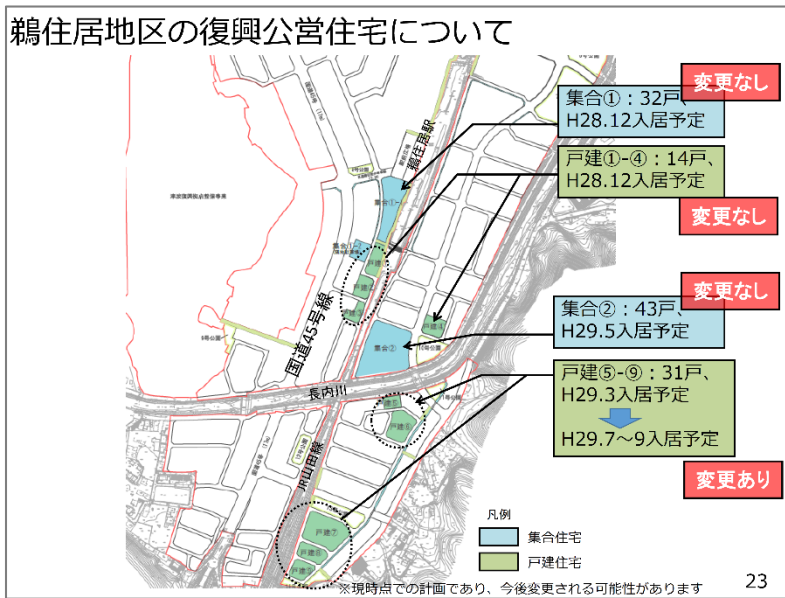
これ以上、遅れが生じないように、工事を進めるとともに、頂いたご意見を反映できるよう今後も取り組んでまいります。

## 議題の概要

### 宅地引渡し・復興公営住宅入居スケジュールについて

宅地引渡しスケジュールについては、平成 28 年 3 月に開催したまちづくり協議会で説明させていただいたものから変更はありません。しかし、復興公営住宅入居スケジュールについては、復興公営戸建て住宅の 31 戸の建築スケジュールに遅れが生じました。

【別資料 21～26 ページ】



### 復興公営住宅入居スケジュールの遅れた理由

戸建て⑤・⑥（10戸）：入居予定が平成 29 年 3 月から約 4 ヶ月遅延

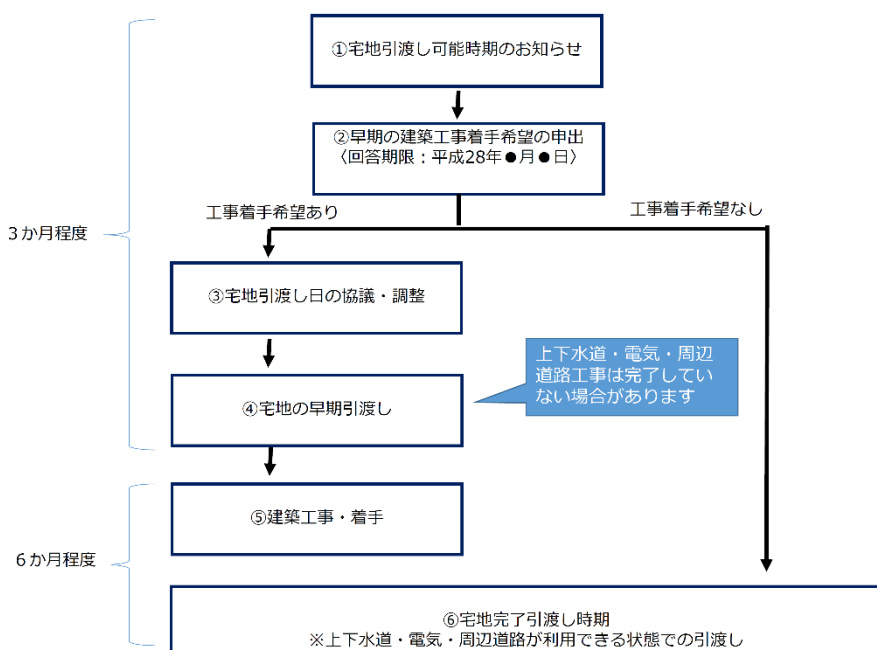
- ・ 支障物件の移設に時間を要したことにより、宅地造成及び復興公営住宅の建築スケジュールに遅れが生じました。

戸建て⑦（12戸）：入居予定が平成 29 年 3 月から約 4 ヶ月遅延

戸建て⑧・⑨（9戸）：入居予定が平成 29 年 3 月から約 6 ヶ月遅延

- ・ 平成 27 年度末に復興公営住宅建設予定地周辺（泉沢屋敷遺跡）の造成工事において部分的に土器等の埋蔵文化財が確認されたため、教育委員会と調査方法、調査範囲等について協議を行い、今回必要な範囲（復興公営住宅建設予定地）において本調査を実施しました。
- ・ 当該埋蔵文化財の本調査に要した期間分、復興公営住宅建設予定地周辺の宅地造成及び復興公営住宅の建築スケジュールに遅れが生じました。

### 宅地引渡し可能時期のお知らせについて

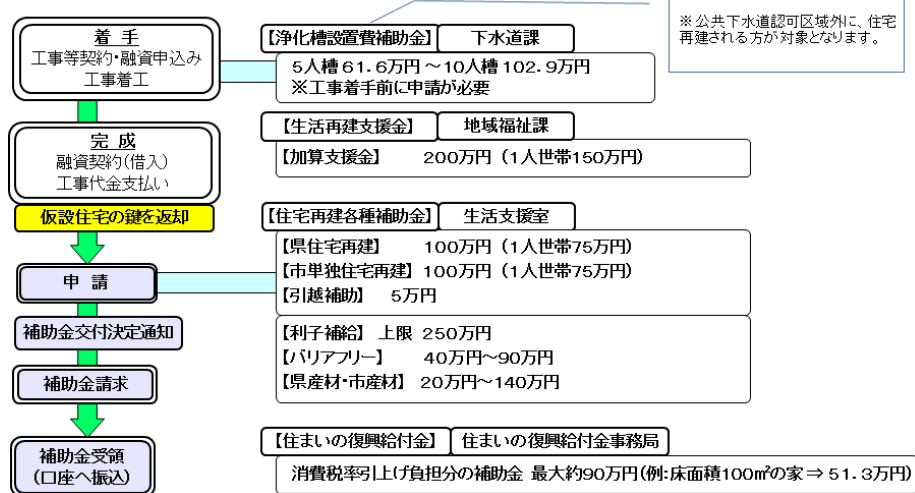


早期に建築工事に着手していただくため、宅地引渡しを 2 段階で行う予定です。 【別資料 28 ページ】

1. 宅地の早期引渡しの約 3 ヶ月前を目処に、「①宅地引渡し時期のお知らせ」を文書で郵送させていただきます。  
「②早期の建築工事着手希望の申出」があった場合については、宅地引渡し日の調整を行い、「④宅地の早期引渡し」を行います。この時点では上下水道・電気・周辺道路工事は完了していない場合があります。
2. 「④宅地の早期引渡し」後、建築工事に着手していただいている間（6 ヶ月程度）に、上下水道・電気・周辺道路が利用できる状態とし、住宅に住まれる頃に、「⑥宅地完了引渡し時期」を迎えることとなります。

# 住宅再建に係る補助制度について

## 住宅再建補助金の手続き



補助制度は世帯によって、また該当する制度によって受給できる金額がそれぞれ異なります。

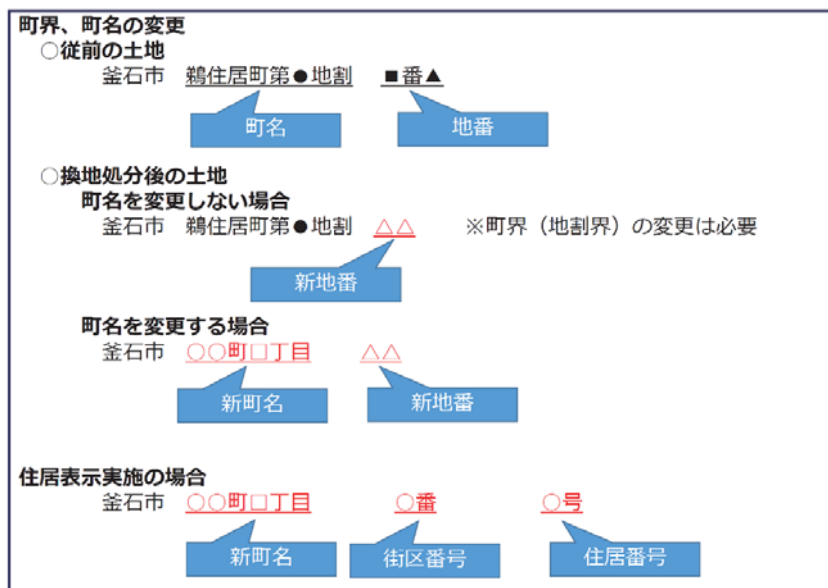
補助金について、金額は最大値でお示ししております。

【別資料 P43～P45 にも同内容が記載されていますのでご覧ください。】

※詳しいお問い合わせは、下記の連絡先へお願いいたします。

- 住宅再建の相談窓口  
市生活支援室 TEL 0193-22-2111 (内線 436)
- 生活再建支援金  
市地域福祉課 TEL 0193-22-0177
- 浄化槽設置費補助金  
市下水道課 TEL 0193-22-1061
- すまいの復興給付金  
すまいの復興給付金事務局 TEL 0120-250-460

## 町界、町名の変更と住居表示について



### 町界、町名変更の必要性

区画整理事業により、新たに道路や公園等を整備し、土地の形状を整えたことにより、元々の道路、河川、水路等に沿って定めた町界(地割界)線が実態にそぐわなくなっています。そこで、区画整理事業の換地処分に合わせ、事業により整備した道路等で町界線を引き直す「町界の変更」を行う必要があります。

また、地番についても町界線を引き直した後、すべての土地について町ごとに順序よく新しい地番が振り直されます。したがって、町名が変更されない地域についても、すべての土地の地番が変更対象となります。地区内の皆さまの住所(所在地)の表示が変更されます。

### 住居表示とは

住居表示は、次の2つの工程を経て、住所をわかりやすく表そうとするものです。

#### ○町界・町名の合理化

わかりにくい町界と町名を、わかりやすいものにする

#### ○街区番号と住居番号の設定

地番に代えて、住所を表すための地番を設定する。

これまで、町地割・地番を住所としていた地域で住居表示を実施すると、○○町△番□号というように、新町名・街区番号・住居番号の3つで住所が表示されることとなります。

平成29年度に説明会を開催し、住居表示を実施するかどうか、皆さまと協議を行う予定です。

## このような意見をいただきました

- JR東日本で整備する山田線の復旧・復興スケジュールの状況が見えて来ない。現在、どのような状況になっているのか？

平成30年度中にJR山田線は、全線開通する予定になっており、JR東日本からは、予定通り工事が進んでいると説明を受けております。現在行われている工事の状況としては、9月から横断BOXの工事が始まっております。10月からは、駅のホームや電気設備、軌道の工事が始まる予定とされています。



- 住宅再建に関する補助金や加算支援金について、住宅の完成が申請期限に間に合わない場合、補助金の申請期限を延ばすことは可能か？

宅地の引渡し時期の影響によって、申請期限に間に合わなくなることがないように、今後、釜石市としては申請期限の延長を岩手県や国へ要望していく予定です。また、釜石市の住宅再建に関する補助についても、岩手県の申請期限に合わせて延長を行いたいと考えております。

- 住所と本籍が別で、住所は区画整理事業区域外のところにあり、本籍は区画整理事業区域内にある場合、どのように変わるのか？

区画整理事業区域内の土地の地番は、必ず変わります。よって現在、区画整理事業区域内に本籍を置かれている方については、本籍地の変更が生じます。

復興事業については、できる限り皆さまの期待に応えられるよう進めていきたいと思っております。今後も1日も早い工事の完成に向け全力で取り組んで参りますので、皆様のご理解とご協力を何卒よろしくお願いいたします。



復興計画の事業進捗等については「広報かまいし」や市のホームページでも公開しています。あわせてご覧ください。

### 協議会等に関するお問い合わせ

釜石市復興推進本部

TEL: 0193-22-2111 (内線 119)

FAX: 0193-22-2686